

同族会社の役員と会社との取引を行う場合の留意点などについての解説で、今回は、金銭消費貸借取引についてです。

1. 同族会社から同族関係者である役員に対して金銭を貸付ける場合

法人が役員にお金を貸す行為は利益相反取引に該当します。この場合には、その内容について株主総会等で承認を受けなければなりません。承認手続きをしないと、その取引は当事者同士の間では無効となってしまいます。

そのため、法人が役員にお金を貸す際には、株主総会等の承認を得ている旨の株主総会等議事録を作成する必要があります。さらに、具体的な返済方法などを記載した金銭消費貸借契約書が必要です。

● 同族会社から役員へ金銭貸借を行う場合の契約書見本

金銭消費貸借契約書

第一条 貸主・株式会社大阪商会（以下、「甲」という）は、借主・山本二郎（以下「乙」という）に対し、令和3年12月1日、金240万円を貸し渡し、乙はこれを受け取り借用した。

第二条 乙は、令和4年1月から元金を毎月10万円ずつ分割して、その月末までに甲の指定する銀行へ振込みによって弁済しなければならない。

第三条 利息は年1%と定め、前条の元金の弁済と併せて、乙は甲に支払わなければならない。

以上のとおり甲乙間で金銭消費貸借契約が成立したので、本証書二通を作成し、甲及び乙は各一通を保有する。

令和3年12月1日

貸主（甲） 大阪市北区東天満1丁目2番3号
株式会社 大阪商会 ㊟
代表取締役 山田 春雄
借主（乙） 大阪市北区天神橋2丁目3番4号
山本 二郎 ㊟

役員に金銭を貸し付けた場合、その利息相当額は、次に掲げる利率によります（国税庁タックスアンサーNo.2606）。

- (1) 会社が他から借り入れて貸し付けた場合・・・その借入金の利率
- (2) その他の場合・・・貸付けを行った日の属する年に応じた次に掲げる利率

貸付期間	利率
平成27年から28年中	1.8%
平成29年中	1.7%
平成30年～令和2年中	1.6%
令和3年中	1.0%

なお、適正な利率によって金銭貸借しない場合には、役員給与として課税されることになります。

2. 同族関係者である役員から同族会社が借入れる場合

役員が、利息を付けて会社に金銭を貸す場合には、株主総会又は取締役会で承認を受ける必要があります。会社の側からすれば借入利息を事前にチェックしておくことが重要で、かつ、その行為は利益相反取引に該当するからです。

そのため、役員が所属する会社に利息を付けて金銭を貸す場合には、金銭消費貸借契約書の他に株主総会又は取締役会いずれかの議事録を作成する必要があります。

なお、役員から会社への金銭の貸付けであっても、無利息・無担保である場合には、利益相反行為に該当しないことから、株主総会等の承認は不要です。

なお、役員が会社に対して貸付けた金銭に対する利息について、無利息としても原則として課税関係は生じないものと思われます。法人税の考え方としては、利息相当額の免除額は、支払利息と同額となり法人の所得は生じないこととなります。

一方、所得税法には、無利息である場合に利息相当額を「みなし収入」とする規定を設けていないことから、個人に対して課税関係は生じません。しかし、無利息貸付が個人の所得を不当に減少させる結果となると判断された場合には、「同族会社の行為計算の否認」の規定の適用を受けることもありますので、注意が必要です。（文責：山本和義）